

午後2時00分開会

○永田委員長 これより地域文教委員会を開会いたします。以降、着席にて進行いたします。

初めに、欠席届の確認をいたします。お手元の欠席届をごらんください。委員の皆さんに配っていないですね。入っていないですね。すみません。私の手元でした。失礼いたしました。では、口頭にて説明いたします。

村木教育担当部長、恩田子ども総務課長、佐藤指導課長が、公務のため、3時より退席、欠席となります。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

続きまして、お手元に配付しております本日の日程及び資料をごらんください。この日程どおり進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、日程に入る前に、本日が臨時会后、事実上の初顔合わせの委員会となりますので、委員、執行機関、それぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、まず委員より自己紹介をしてまいります。まず私から、この順番でお願いいたします。

委員長の永田壮一です。よろしくお願ひいたします。

副委員長、お願ひします。

○牛尾副委員長 副委員長の牛尾こうじろうです。お願ひします。

○河合委員 委員の河合良郎でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○たかざわ委員 同じくたかざわ秀行でございます。よろしくお願ひいたします。

○池田委員 委員の池田ともりのりです。よろしくお願ひいたします。

○西岡委員 西岡めぐみでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○秋谷委員 秋谷こうきです。よろしくお願ひします。

○小野委員 小野なりこと申します。よろしくお願ひいたします。

○永田委員長 はい。委員の自己紹介が終わりましたので、執行機関、子ども部より名簿順で自己紹介をお願いいたします。

○大矢子ども部長 子ども部長の大矢栄一でございます。よろしくお願ひします。

○村木教育担当部長 教育担当部長の村木です。よろしくお願ひいたします。

○恩田子ども総務課長 子ども総務課長、恩田と申します。よろしくお願ひします。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 中等教育学校経営企画室長の大塚です。よろしくお願ひします。

○新井子ども支援課長 子ども支援課長、新井です。よろしくお願ひいたします。

○中根子育て推進課長 子育て推進課長の中根と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○安田児童・家庭支援センター所長 児童・家庭支援センター所長の安田と申します。よろしくお願ひいたします。

○小池子ども施設課長 子ども施設課長の小池と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

- 櫻片学務課長 学務課長の櫻片でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 佐藤指導課長 指導課長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 永田委員長 地域振興部、お願いします。
- 細越地域振興部長 お手元理事者名簿、裏面をお開きいただきたいと思います。
私、地域振興部長、細越と申します。よろしくお願いいたします。
- 小川文化スポーツ担当部長 文化スポーツ担当部長、オリンピック・パラリンピック担当部長兼務の小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 依田コミュニティ総務課長 コミュニティ総務課長の依田と申します。よろしくお願いいたします。
- 栗原商工観光課長 商工観光課長の栗原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 大塚総合窓口課長 総合窓口課長の大塚立志と申します。よろしくお願いいたします。
- 辰島税務課長 税務課長の辰島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 服部安全生活課長 安全生活課長の服部と申します。よろしくお願いいたします。
- 高橋統計課長 統計課長の高橋と申します。選挙管理委員会事務局長と兼務でございます。よろしくお願いいたします。
- 赤海麴町出張所長 麴町出張所長の赤海です。よろしくお願いいたします。
- 小川富士見出張所長 富士見出張所長の小川でございます。よろしくお願いいたします。
- 小阿瀬神保町出張所長 神保町出張所長の小阿瀬と申します。よろしくお願いいたします。
- 猿渡神田公園出張所長 神田公園出張所長の猿渡と申します。よろしくお願いいたします。
- 千賀万世橋出張所長 万世橋出張所長の千賀と申します。よろしくお願いいたします。
- 石渡和泉橋出張所長 和泉橋出張所長の石綿と申します。よろしくお願いいたします。
- 武笠国際平和・男女平等人権課長 国際平和・男女平等人権課長の武笠と申します。よろしくお願いいたします。
- 永見文化振興課長 文化振興課長、永見と申します。よろしくお願いいたします。
- 緒方生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課長の緒方でございます。よろしくお願いいたします。
- 神河オリンピック・パラリンピック担当課長 オリンピック・パラリンピック担当課長の神河と申します。よろしくお願いいたします。
- 永田委員長 以上、紹介漏れはございませんでしょうか。はい。ありがとうございました。

では、お手元に配付してございます地域文教委員会名簿、「(案)」を取りまして、正式な名簿とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、日程に入ります。あ、そうか、1回休憩だ。（発言する者あり）あ、そうか。失礼いたしました。

日程1の前期委員会の懸案事項について、地域保健福祉委員会及び子育て文教委員会の懸案事項を事前に配付させていただいておりますが、この内容でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。この申し送りを参考にしながら課題解決を図っていきたいと思いますので、常にお手元に置いていただくと助かります。よろしくお願ひいたします。

ここで一旦委員会を休憩いたします。

午後2時06分休憩

午後2時07分再開

○永田委員長 では、委員会を再開いたします。

それでは、日程2、報告事項に入ります。

子ども部の1番目、幼児教育・保育の無償化について、理事者からの説明を求めます。

○新井子ども支援課長 お手元の資料1をごらんください。この案件につきましては第2回定例会におきまして条例として提出させていただきます。

それでは、幼児教育・保育の無償化等についてです。

テレビ、ニュースでもご存じのことと思いますが、本年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されます。それに伴いまして区でも対応を行っているところでありますけれども、まだ政令が出ておりません。きょうは国から示されている情報に基づきまして、制度の概要をご説明させていただきます。

1の幼児教育・保育の無償化。幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、保育に係る負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。

（1）幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する児童。対象者・利用料です。まず3歳児～5歳児が無償となります。子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料につきましては、同制度における利用者負担額を上限として無償化いたします。上限月額2万5,700円となっております。実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は無償化の対象外となります。幼稚園4時間程度については、満3歳（3歳になった日）から、保育所については3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から無償化となります。また、0歳児～2歳児につきましては、住民税非課税世帯を対象として無償化となります。本区におきましては、もう既にこの0歳児～2歳児につきましては実施済みでございます。

対象となる施設・サービスは以下のような施設となります。

（2）幼稚園の預かり保育を利用する児童です。対象者・利用料。新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、利用実態に応じまして最大月1万1,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化となります。これは認定こども園における子ども・子育て支援新制度の1号認定の子どもたちが利用する預かり保育ももちろん含まれます。

（3）認可外保育施設等を利用する児童です。対象者・利用料。保育の必要性があると認定された3歳児から5歳児、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3万7,000円）までの利用料が無償となります。0歳児から2歳児につきましては、先ほどと同じように、住民税非課税世帯の児童を対象として月額4万2,000円までの利用料が無償化となります。

また、対象となる施設・サービスです。一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、裏面です。ベビーシッター、認可外の事業所内保育等、子ど

も・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業等です。

また、無償化の対象となる認可外保育施設等は都道府県に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要となります。ただし、経過措置といたしまして、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けるとしております。

（４）「障害児通園施設」を利用する児童です。対象者・利用料。就学前の障害児の発達支援施設（いわゆる障害児通園施設）を利用する児童は利用料が無償となります。3歳児から5歳児が対象となります。また、こちらも0歳児から2歳児の住民税非課税世帯についてはもう既に無償となっております。幼稚園、保育所、認定こども園といわゆる障害児通園施設両方ですね、両方利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

2、多子軽減制度の拡大です。年収約360万円以上の世帯における第1子が小学生以上である場合についても、第2子の保育料を半額に、第3子の保育料を無償にするというものです。

これにつきましては、皆様のお手元に配らせていただきました、この緑色の平成31年度保育園・こども園の入園案内の28ページをお開きになっていただけますでしょうか。これは国の制度として28ページなんですけども、国の制度としてもう既に行っております。その多子世帯の保育料減額のイメージというところの二つ目の丸の第2号認定、第3号認定という欄がございますが、ここの、ずっと行きますと、小1以上はカウントしないということがカウントされるということです。こちらが新しい多子軽減制度の拡充というところがございます。

3の実施時期は、いずれも令和元年10月1日となります。

ご説明は以上です。

○永田委員長 はい。ありがとうございます。この件について質疑を受けます。よろしいですか。

○永田委員長 たかざわ委員。

○たかざわ委員 裏面の一番上の丸のところですね。「無償化の対象になる認可外保育施設等は」とありますけども、無償化の対象にならない、つまり都道府県などに届け出を行っていない施設、区内にどれぐらいあって、対象は何人ぐらいいるのか、わかれば教えてください。

○新井子ども支援課長 この届け出を出しているという施設につきましては全て把握しているんですけども、届け出が出ていないというところでは、ちょっと把握できないというような状況になっております。

○たかざわ委員 では、区内の中でやっぱり届け出が出ていない施設というのは幾つかあるという認識でよろしいですか。

○新井子ども支援課長 そうですね。その辺につきましても、ちょっと把握できていない状況です。

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 その届け出が出ていない、と。あとは指導監督基準を満たしていない認可外保育施設、こども区民の方が利用している場合があるわけですね。で、なかなか認

可に入れずにこういったところを利用しなければいけないと、せざるを得ないという方もいらっしゃるかと思うんです。そうした場合に、区として、やっぱり子どもの安心・安全を守るという視点からもしっかりチェックしておくべきことじゃないかと思うんですけれど、全然把握はされていないということなんですか。

○中根子育て推進課長 先ほどのご質問にありました届け出をしている施設につきましては届け出がありますので、東京都がホームページ等で公開しておりますので、それは全施設、どこにどういう名称の施設があるというのは把握しております。ただ、今回の、今おっしゃっているのは、届け出をして指導監督基準を満たす施設にこの無償化の対象としますという原則だけれども、今般は5年間猶予期間を設けて、指導監督基準を満たしてなくても5年間は今回の無償化の対象とします。その5年間の間に指導監督基準を満たす施設になってくださいと。その指導監督基準を満たす施設になれば一定程度の子どもの安全性は担保されますねというのが今回の5年間の猶予の趣旨でございます。（発言する者あり）

○牛尾副委員長 すみません。

○永田委員長 たかざわ委員。

○たかざわ委員 今のお話で届け出をしてあれば基準を満たしてなくてもという、そういうことが書いてあるんですが、なぜ届け出を今までしていないのかという理由はわかりますか。監督、要するに指導を受けるので届け出をしないという、そういう理屈なんではしょうかね。その辺はわかりませんか。

○中根子育て推進課長 届け出を今までしておりませんので、こちらからコンタクトといえますか、接触を過去にしたこともございませんので、その辺の聞き取りといえますか、何でしないのかというのの把握は、今のところ承知しておりません。

○大矢子ども部長 今、東京都に届け出のしてあるところで、ある程度の基準を満たしていないところというのは、これは届けるとどこでも一応届け出になったということですので、どちらかという、例えば隣の家の子どもを預かっているとか、全く通常よくあるようなケースでも、全部これは届け出を出すと届け出を出したということになりますので、どこまでが範囲かということになりますと、もう隣の家の子どもを預かってなんていうケースになりますと、この把握が全くそこは不可能になってきますので、そういう意味で把握が不可能ということで、東京都に届け出になるところというのは、東京都に届け出さえしてあればそれで届け出があるということになりますので、していないという範囲に関しては、もうかなり我々のところでは今言ったようなケースもありますので、把握するのはかなり難しいのかなというふうに思っております。

○たかざわ委員 改選前のときに、この無認可の保育所にも区として補助を出していただけないかという陳情があったかと思うんですけれども、そうしますと、区内においても一切この無償化の対象にならない子がいても不思議はない。そういうことでよろしいんですね。

○大矢子ども部長 ある程度子どもを預かっているような施設であれば、例えばその今からでも東京都に届け出さえすれば、先ほど課長が説明しましたように、月額、認可外ですから3万7,000円までは出ますので、当然その5年間の時限はありますけれども、その施設が東京都に届け出をすれば保護者に3万7,000円の補助が出ますので、それは、そういう保育所があれば、逆に言えば東京都に届け出を促すということは当然あり

得ると思います。

○たかざわ委員 はい。いいですよ。

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 例えば、東京都に、認可外保育施設でこれまで届け出がなかったところが届け出を出すといった場合に、当然、指導監督基準というのは認める認めないというようなことにかかわってくるということでもよろしいんですかね。要するに、今まで届け出がなかったと。要するに届け出るということは、この、いわゆる認可外保育施設の基準を満たすということが求められますよということなんですか。そういうことじゃないんですか。

○中根子育て推進課長 届け出という、本当に届け出ですので、保育をやっていますという、届け出ますと大きい枠の中で届け出の施設という対象になります。今回、補助をもらえるための指導監督基準というのは、その大枠の中に、具体的に言いますと2方向避難がきちんととれますとか、ちゃんと保育士の検便をやっていますとかという、その中でも一定の児童の安全性を担保するために、認可外でもここまでの基準は守ってくださいねという基準に満たしているかどうかというのが指導監督基準になります。ですので、その中で指導監督基準を満たさない施設というのは一定数、当然ながら現在もありますし、今後もそのまま残るであろうと思います。

○牛尾副委員長 これはちょっと頭出しなんで、余り深いところはいりませんが、例えばこの指導監督基準、届け出は出ているけれども、要するに保育していますよと。届け出は出ているけれども、指導監督基準をそこが満たしているかどうかということについては、なかなか区として、ここの保育園はどう、この保育園はどう、この施設はどうということまではなかなか把握し切れない。できないと。知っています。ということは先ほどの届け出——あ、届け出が出ていないところか。出ていないところについては無理だということですよ。なるほど。これについては、なかなか例えばまちなかを歩いていても、ここのところに保育園ができたのかとか、ああ、こんなところに何か子どもを預かる施設ができているねというのを私も目にするんですけども、そういうのは区として把握することとはなかなか難しいということなんですかね。

○新井子ども支援課長 現在、東京都に届け出がある認可外保育施設って22あるんですね。私たちこうやって歩いていて、目にするような、そういったような施設につきましては大体届け出されているというように考えております。本当にわからないのは、さっき部長が申しあげましたように、マンションの一室で私たちがわからないようなところでやっている場合ですので、ちょっと歩いて、「あれって、保育室？」というようなところは届け出があるところと認識しております。

○牛尾副委員長 よろしいですか。（発言する者あり）

基本的なところで、この幼児教育無償化についての国が負担するということになると思うんですけども、ちょっとこの大まかな、財源は消費税を財源とするというふうになっていますけれども、で、一つは、仮に消費税が上がらなかったと、そのままですという場合はどうなるのかということと、あとは、このごろ、例えば公立園については国が負担するしないという話もありますし、区としてこれをやることによって財政上の負担が出てくるのかどうかも含めて、ちょっと財政的なことも含めて、ちょっと、基本的なことがわかればお願いしたいんですけども。

○新井子ども支援課長 10月からは実施するというところで、そこは決定されたことであるというように認識しております。また、財政負担につきましては、今のところ区立の保育園につきましては、区が10分の10ということで聞いております。

○牛尾副委員長 そのほかは全部、国が。

○新井子ども支援課長 それ以外は、国が2分の1、都が4分の1、区が4分の1というようになっています。

○永田委員長 河合委員。

○河合委員 先ほどご説明いただいた31年度の保育園・こども園等の入園案内の28ページで、小1児はカウントしないけどカウントするというふうにご答弁いただいたんですけども、これは皆さんに配る小冊子ですよ。これが、今現在配っているのはカウントするというふうにご訂正してお知らせをしてあるんでしょうか。ちょっとその辺気になったんで、このまま配っちゃうと。

○新井子ども支援課長 こちらは前年度、2019年3月に発行した冊子となっております。きょうは皆様にこの制度として見ていただこうと思ひまして、改めてお配りさせていただきました。新しいものにつきましては、ことし、そうですね、未までには……

○河合委員 これから。

○新井子ども支援課長 はい。出す予定でございます。

○河合委員 はい。わかりました。

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 これについて、ちょっと詳しい厚生労働省からの省令が出ていないということで、もしかしたら答えられないかもしれませんが、保育所は無償になります。ただ、主食費、給食費についての負担は保護者をお願いするというような報道もあるんですけども、これについてはどういう予定になっていますか。まだ詳しいところまではわからないと思ひますけれども。

○新井子ども支援課長 原則といたしましては、国では、主食費3,000円、副食費4,500円、実費徴収と言われております。区におきましては、今、庁内で検討しているところでございます。

○永田委員長 はい。この件についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

では、次に行きます。2番目の幼稚園・保育園・こども園・認定こども園の在籍状況について、理事者からの説明を求めます。

○新井子ども支援課長 それでは、教育委員会資料2に基づきましてご説明させていただきます。幼稚園・保育園・こども園・認定こども園の在籍状況です。

次のページが、1枚目が幼稚園・保育園・こども園・認定こども園、次のページが地域保育事業と認証等の認可外保育所、3ページ目が待機児童等の説明になっております。

まず1ページ目でございます。31年4月1日現在の幼稚園・こども園の学級数、園児数です。まず、学級数、括弧書きで定員を書かせていただきました。学級数、定員に前年度と比べ、変更はありません。園児数です。一番右側の計欄をごらんください。一番下の合計欄、こちら701名となっております。22名の去年と比べますと減となっております。

す。

次に下の表です。下の表は保育園・こども園・認定こども園の定員数と園児数です。定員数につきましては、二番町ちとせ保育園、千代田せいが保育園、ベネッセ内神田保育園が開設となりました。そこで定数が211名ふえているという状況です。園児数の合計欄、一番右の下をごらんください。1,446人。昨年度は1,141人でしたので、205人の増となりました。

それでは裏面をごらんください。上段が地域型保育事業、下段のほうが認証保育所等の状況となっております。定員数・園児数の欄の計、うち区民数をごらんください。認証保育所は都民の施設ということで、そのうち区民が何名入っていらっしゃるかというところを見てください。こちらにつきましては、区民数の一番下の計の欄ですが405名、昨年の4月1日と比べますと、昨年が383名でしたので、22名の増となりました。

では、次です。最後のページになります。これは待機児童の数です。今回、4月22日厚生労働省より待機児童数調査が参りました。そのときに調査要領に変更がありまして数え方が変わりました。居宅訪問型、ベビーシッター、最後に千代田区でご案内しておりますベビーシッターを辞退された方を待機児と数えるということがありまして、今回4名の待機児が出ました。あとは下の棒グラフになりますけれども、ここで待機児童数、特定園留保、留保、転所留保、申請取下・辞退を書かせていただいております。特定園留保のほうは昨年は130名でしたので25名の減となっております。また留保も31名減となっておりますので、こちらのほうは入りたいところに入られた方が去年よりは多かったという結果になりました。

ご説明は以上です。（「すみません。ちょっと1回とめていただいていたいいですか」と呼ぶ者あり）

○永田委員長 はい。一回、休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後2時34分再開

○永田委員長 では、再開いたします。

この件について質疑を受けます。

○牛尾副委員長 今回いわゆる居宅訪問型を希望しないという方で、認可保育所、全園どこでもいいよと、でもあいていませんという方は待機児に数えますというふうに国の考え方が変わったということなんですけれども、この背景なんかは聞いていますか。何でこういう数え方に、その背景、なぜそういう数え方に変更になったのかと。

○新井子ども支援課長 その根拠につきましては、この1対1の保育というところでは他の保育園を断ったということとは違うという解釈でして、そこで居宅、ベビーシッターをお断りになった方は待機児として数えるというように通達が参りました。

○永田委員長 河合委員。

○河合委員 この懸案事項の中にも、2番目に待機児童の定義と公表の仕方というふうにして書いてありますけれども、やはり今、たかざわ委員がおっしゃったように、かなり遠くのところに仕方なく通っているお子さんも、今、現状はいらっしゃるわけですね。それで待機児童ゼロというのをキープしようと思っていられるのかもしれないんだけど、数字だけにこだわっていくと、実態のいわゆる千代田区に住んでいる皆さんが本当に行きやす

い保育園、こども園等に入れる状況というのを早急につくっていかねばいけないというふうな認識は持っているんですけども、ゼロというと、皆さんがかなり満足をして行っているような感じに受け取られる面もあるので、その辺の公表の仕方というのは、これからこの委員会の中でも議論をしていくことかなとは思いますが、執行機関としても、その辺はもうこの辺で待機児童ゼロをやめて、少し方向転換をしていきながら、千代田区の実態を公表するというような方向にかじを切ったほうが私はいいのかなと思うんですけども、その辺は執行機関としてはどのようにお考えなんでしょうか。

○新井子ども支援課長 新聞等では、入りたいところに入れたい、23区の中で区は2番目であるとか、そのように報道されておりまして、その辺につきましては実態として報道されているというように思っています。あとは申し込みがうちの場合は全部窓口になっておりますので、そこでは一人一人寄り添ったご相談というところで丁寧にやっているところですよ。

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 この問題は前回の文教委員会でも問題になっていて、待機児の数え方についてはやはり実態と合っていないんじゃないかという議論がさんざんされて、特に特定園留保という、いわゆる我々でもよく見ないとわからないような書き方がされていると。これをもうちょっとわかりやすい書き方にできないかというのも検討するということになったわけですよ。やはり実態に即した、やっぱり数字というのも出さなければいけないねという話に、前の委員会ではなっていると思うんですよ。で、今回も区のプレスリリースではまた待機児童ゼロというのを達成というのが書いてありました。今度、厚生労働省の数え方が変わった点で待機児が出ましたけれども、やはりそこはしっかり検討する。公表の仕方、特定園留保のわかりやすい表記の仕方とか、そういうのが必要だと思うんですけども、いかがですかね。

○大矢子ども部長 前委員会からの引き続きのちょっと答弁にもなるかと思いますが、まず待機児童の定義については、厚生労働省の基準に乗ると、一つの物差しを使いませんと、この自治体ではこの物差し、隣の自治体に行くと違う物差しということになりますと、これ一番混乱しますので、厚生労働省が示す基準において、まず待機児が出る出ない何人というのは、これはやっていきませんと他の自治体の比較ができませんので、これについては今後します。ただ、特定園留保ですとか転所留保等を含めまして、常にホームページ等でも公表しています。

ただ、それが、もし、もう少しこの特定園留保が何かというようなことについても、このグラフのほうには特定園留保が何かとかいろいろついていますが、そこがわかりにくいということであれば、そこのお知らせを今後さらにわかりやすくするかどうかというのは別ですが、一義的にはまず厚生労働省の全国の基準に沿ったところでやっていくというのが千代田区に限らずどこの区でも、その数で、まずは出してあります。また、それ以外の数も常に正確に出してありますので、特に隠していることもございませぬので、これについては、今後まず一義的な共通の物差しを出しながら、それ以外にどういうところの留保があるかというのも、今後逐一知らせていくところでございます。

○永田委員長 河合委員。

○河合委員 部長のおっしゃることもよくわかります。で、国基準で、今、千代田区はや

っていますから、そこは施設の受け入れる園児と子どもの数ということで待機児童ゼロということもあると思うんですけども、そこはそこで、公表というのは行政としては当たり前でしょう。ただ、そのほかに、今、ちょっと部長もおっしゃったように、実質待機児童がこれだけ実はこのほかにいるんですよというのをもうちょっとわかりやすく公表すると、住んでいる方も、また他区から千代田区に引っ越してこようという方も、その実態を見ていろいろ判断することが多いんじゃないかなと思うんで、その辺の公表の仕方をもう少し考えていただければなという質問です。

○大矢子ども部長 先ほど言いましたように、まず一義的なところは国基準というのはご理解いただいた上で、それ以外のところの転所留保とか、特定園留保につきましては、わかりづらいということであれば、ちょっとそこは何らかのわかりやすい方法があるのかどうかの検討をさせていただきます。また、この特定園留保の中には、例えば第一希望の保育園を希望して、そこだけを希望して断られたことによって育児休業を継続するというようなケースもかなりございまして、意図的に特定園留保を狙っている方もいたりするので、この辺が非常にまた難しい状況もございまして、ケース・バイ・ケースで大変難しい状況にはございますけど、もし何らかのわかりやすい方法があるのかないのかについては検討させていただきます。

○永田委員長 たかざわ委員。

○たかざわ委員 国基準、厚生労働省基準というのを理解している方がどれだけいるということもあるんで、きちっと厚生労働省基準、これに基づいてというのでわかりやすく示していただければいいかと思うんです。恐らく片道30分以内で行けている方ばかりではないかと思うんで、その辺ははっきり出してあげたほうがいいと思うんですが、そういうお考えはありますか。

○大矢子ども部長 厚生労働省基準にのっとってやる場合には、我々のほうでも厚生労働省基準に基づいて待機児童何名とかゼロというふうにしっかりとそこは出していきたいと思っております。

○たかざわ委員 そうではなくて、厚生労働省基準にのっとってやっていますというのであれば、厚生労働省基準というのをはっきり示してあげたほうがいいんじゃないでしょうかということです。

○大矢子ども部長 今のは厚生労働省基準とは何かというのも横に書いてあったほうがわかりやすいということですね。その辺については、公表の仕方等につきまして、何らかの工夫ができれば、したいと思います。

○永田委員長 はい。では、この件についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

では、次に行きます。続いて（3）認可保育所設置運営事業者の選定結果について、理事者からの説明を求めます。

○中根子育て推進課長 教育委員会資料3に基づきましてご説明させていただきます。認可保育所設置運営事業者の選定結果についてです。

今般の募集につきましては、平成31年の1月から3月の間で神田地域を追加公募という形で行いました。といいますのも、今現在、和泉橋出張所地域がとりわけ就学前人口の

増加が高いということで、そこだけを和泉橋出張所地域プラス隣接している神田公園出張所地域、万世橋出張所地域を公募地域として募集したものです。あわせて追加募集ということもございまして、通常ですと4月開園というのを公募するところですがけれども、追加募集ということもありまして、32年の4月あるいは10月でもよいという形で追加の公募を実施いたしました。

その結果、4番にありますとおり、2社から提案をいただきまして、その2社を選定会で審査した結果、5番のところにございますとおり、株式会社テクノコーポレーションの提案内容に決定いたしました。

提案していただいた所在地は、外神田四丁目8番でございます。概略図を裏面におつけしてございます。未広町の駅前でございます。

定員としましては87名となっております、提案内容は令和2年の4月を開園予定としております。

6番、選定結果の一覧でございます。ここにありますとおり、7項目でそれぞれ審査いたしました結果、まず総得点の満点の6割をとりませんとまず合格とはなりません。で、今回は両者とも6割を超えておりますので、提案内容としては一定水準に達していたという結果でございます。そしてそのうちA社、B社で得点の高いほうという形で、A社の提案、そしてA社とB社の提案はそれぞれA社が4月、B社が10月提案ということもございましたので、4月1日をできる限りやっぱり優先したいということも要綱にございまして、A社の提案を選定にしたという結果でございます。

報告は以上です。

○永田委員長 この件について質疑を受けます。よろしいでしょうか。

○河合委員 この得点の表を見ていると、提案書の部分が結構差があるのと、施設の概要が差がある。会社の経営としてはB社のほうが資金面もあるし、財政状況もいいと。それから概要もいいとなっているんですけども。だから、会社の経営からするとこっちのB社のほうが安全かなというふうには考えますよ、普通ね。そうすると、この提案書の部分というのかな、あと施設の概要、これが、主に比重が大きかったと。何か特徴があったということではないでしょうか。

○中根子育て推進課長 河合委員のおっしゃるとおりでございまして、経営状況はB社のほうが審査の結果としてはすぐれておりました。ただ、提案内容につきましてはA社のほうがすぐれていたということで、一部、その提案内容のご紹介しますと、高評価のところでは、子どもたちの生活リズムに重きを置いた保育プログラムが考えられているとか、あるいは専門性を生かして、地域の子育て、お父さんお母さんの子育て支援、相談ができるような提案がされているとかというところが提案内容としてすぐれていると評価されたあたりです。反対に点数が低かったところにつきましては、公認会計士の先生の評価でございまして、財務状況としては資産の流動比率が高いということで、一定程度短期借入に対する資産の部分が若干弱いというのが公認会計士の先生の評価でございます。

○永田委員長 池田委員。

○池田委員 これ、プロポーザルで2社が争って、両方ともこれ、決まっていない、B社のほうも6割以上獲得しているということで、これまで募集をしても名前が挙がらなかったという経緯もありますけれども、これは1社しか選べないんですか。（「委員長、

すみません。ちょっと委員会1回とめてもらえますか」と呼ぶ者あり)

○永田委員長 休憩します。

午後2時48分休憩

午後2時55分再開

○永田委員長 それでは、再開いたします。

子育て推進課長。

○中根子育て推進課長 ただいまの池田委員のご質問についてでございますけれども、B社の提案につきましては、総トータルの点数といたしましては合格水準に達しておりましたけれども、採点の中で出てきます施設の概要のところにありますとおり、施設面でこのまま認可の手続を進めていった場合でも認可を得ることが難しい部分が数点ございましたので、今回は2社とるという選択肢ではなくて1社だけ採用するというふうにいたしました。

○永田委員長 よろしいですか。

○牛尾副委員長 1点だけ。

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 新たな認可保育園がまたふえるということで、非常にいいことだと思うんですけども、この間、事業者が内定してもなかなか近隣の方々のさまざまな声とか、そういうことで、中止になったり延期になったりということが続いていますよね。そこについてはしっかり事業者とも連携しながら、近隣住民の方々のご理解というのを得る努力はやっていただきたいと思うんですけども、いかがですかね。

○中根子育て推進課長 今回の事業者につきましては、まず先週の金曜日に、地域、近隣の方を特に対象といたしまして説明会を開催いたしました。そのときの、特に反対意見等はありませんでした。そして、今回の採用が決定した直後から、事業者としても改めて近隣の方に対してご説明に回っているところですけども、そのところでも特段反対ということはないんですけども、特に一部ご要望といたしましては、やはり自転車が道路にはみ出して通行が阻害されるようなことがないように、その辺はきちんと保護者に対して説明してもらいたいというようなことがございまして、そういう事業者とともにやっていくことにつきましては、区としましても協力して一緒に地域の合意を得られるように進めてまいりたいと思っております。

○永田委員長 西岡委員。

○西岡委員 西岡です。お願いします。

新規ということで、この周辺には喫煙所はあるんでしょうか。といいますのも、千代田せいがが開園するときに、保護者説明会の際にも、ちょっと喫煙所があるんだけど撤去してほしいというようなご意見、保護者のほうからあったと思うんですが。同様にもしも近くに近隣に喫煙所があった場合は同じような声が上がると思うんですが、その場合の撤去が可能なのか、または移動が可能なのかというのをご説明いただけたらと思います。

（発言する者多数あり）

○永田委員長 1回、休憩します。

午後2時58分休憩

午後3時02分再開

○永田委員長 それでは、委員会を再開します。

子育て推進課長。

○中根子育て推進課長 ただいまのご質問でございますけども、私が今回の予定地付近を回りまして確認しているところでは、屋外型ですので、煙が近くの通る方に流れたりするような喫煙所は把握いたしておりません。それ以外に室内密閉型、箱型というんでしょうか、そういった喫煙所自体は周辺に幾つかございます。ですので、そういった地域の声が煙が気になるので廃止してほしいというようなご要望がこちらに届くような場合は、所管課とよく協議してできる限りの対応はしていきたいというふうに思います。

○永田委員長 はい。よろしいですか。

西岡委員。

○西岡委員 何らかの対応策があれば保護者の方も安心すると思うので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○永田委員長 お願いします。

そのほか、この件についてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

では、次行きます。（４）学童クラブ在籍状況について、理事者からの説明を求めます。

○安田児童・家庭支援センター所長 それでは、お手元の教育委員会資料４に基づきまして、学童クラブの本年４月１日現在の在籍状況につきましてご報告を申し上げます。

学童クラブにつきましては、区の直営が、西神田、神田、四番町、一番町の４カ所、民営がいすみ学童クラブ１以下、東神田らる学童クラブまでの１８カ所となっております、在籍人数の合計は１,０８３人となりました。今年度、民営の学童クラブを３カ所新設したこともございまして、全体の定員１,１３３人にまだ余裕がございました。

なお、学童クラブの待機児はゼロでございました。

ご報告につきましては以上でございます。

○永田委員長 はい。この件について質疑を受けます。よろしいでしょうか。

○河合委員 現状、待機児童ゼロというふうになってはいますけども、小学校を見ても１年生、２年生、どんどんふえている状況がうちの地区だとあるわけですね。そうすると、将来的にこれキャパがオーバーする可能性というのは非常に多いのかなというふうには思っているんですけども、その辺の対応というのは今後どういうふうにしっかり確実にやっていこうと思うのか、もう一つ学童クラブをふやしていくのか、現状の規模を大きくしていくのか。あと、学校内クラブって、ありますよね。そうすると、学校の敷地の中でまた学童クラブをやるというふうになると、いわゆる意識の問題とか、学校の延長だというようなことも今言われていることもあるんですけども、敷地を変えて運営をしていくとか、何かお考えがあればお聞かせいただけますか。

○安田児童・家庭支援センター所長 ただいまの河合委員のご質問、確かに地域によりましては、かなり学校も非常に児童数がふえてまいりまして、学校施設、教室等もかなり逼迫をしているような状況にもなっております。したがって、今後、私どもといたしましては、この学童クラブ待機児ゼロを引き続き堅持していくというためには、やはり民間の学童クラブをまた引き続き誘致をし、開設を進めてまいりたいというふうに考えており

まして、今年度もまた新たに学童クラブについて公募をかけまして、民間の学童クラブの開設、来年4月を目途に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○永田委員長 よろしいでしょうか。この件について、ほかに。

○小野委員 今の学童クラブの待機ゼロというのは大変素晴らしいなと思うんですけども、一方で、よく保護者から出てくるのが、学童クラブの水準、いわゆる教育の質を上げてほしいというようなお声が意外とあるんですけども、民間を誘致するに当たって、特にこういうことを気をつけて誘致を行っているだとかいうことがありましたら教えてください。

○安田児童・家庭支援センター所長 ただいまの小野委員のご質問、非常に重要な視点というふうに認識をしております、やはり学童クラブ、民間を誘致して数がふえても、やはり学童クラブとしての保育の質が低下をするということは、これはあってはならないことというふうに認識をしておりますので、例えば、現在、児童・家庭支援センターにおいては、ベテランの専門の非常勤職員を、コーディネーターとして2名、私ども児童・家庭支援センターのほうに配属をしております、そのベテランのコーディネーターが、これは2人とも区立の学童クラブで十分経験を積んだ職員のOBでございますが、この2名の職員が巡回をしてそれぞれのこういった民間の学童クラブのほうを、抜き打ちといいますか、そういった形も含めて巡回をして、やはり問題点等があれば、これはすぐにこの運営事業者等と呼んで、十分に指導、協議をしているという、そういったことを行っているところでございます。

○永田委員長 いいですか。この件については、ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

では、次に行きます。続いて（5）放課後児童支援員制度の見直しについて、理事者からの説明を求めます。

○安田児童・家庭支援センター所長 それでは、お手元の教育委員会資料5に基づきまして、放課後児童支援員制度の見直しにつきましてご報告を申し上げます。なお、本件は、区議会第2回定例会におきまして条例改正をご提案させていただく予定のため、本日は事前の情報提供としてご報告をさせていただくものです。

まず初めに、こちらの資料の一番下段、参考の記述をごらんください。この放課後児童支援員は学童クラブで業務に従事する者について、2015年度から創設をされた資格でございまして、各クラブに一定人数この資格を持つ者を配置することとなっております。現在は都道府県が実施する研修を受講して資格を取得することができます。

次に、資料の1、趣旨及び2の概要でございますが、厚生労働省が定めております省令、「放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、放課後児童支援員の資格を取得することができる研修の実施者に都道府県知事のほかに政令指定都市の長を加えるというものです。

次に、改正を予定する条例及び施行予定期日につきましては、千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、条例の公布の日からとするものでございます。

ご説明は以上でございます。

○永田委員長 この件について質疑を受けます。

○牛尾副委員長 条例になるということで、詳しくはその定例会のときに議論になると思うんですけども、この改正の中身について、いわゆる今までは都道府県が実施するというのかな、都道府県の知事が認めた方に、今度は政令市の長も追加するということになっていますけれども、改正の中身はこれだけですか。ほかには変わっているところはありませんか。

○安田児童・家庭支援センター所長 改正の中身につきましては、今般、資料でご提出をさせていただいておりますこの研修の実施者、そこが、都道府県知事のほかに、都道府県知事に加えて政令市の長を加えると、そういった内容でございます。

○永田委員長 よろしいでしょうか。この件について、ほかに。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

では、次に行きます。子ども部最後の事項の（6）令和元年度学級編制（令和元年5月1日現在）について、理事者から説明を求めます。

○櫻片学務課長 それでは、教育委員会資料6に基づきましてご説明申し上げます。

なお、小学校、中学校の学級編制につきましては、学校基本調査という指定統計に基づいて全国自治体で公表しているものでございますので、本年もこの5月1日現在のものをご報告いたします。

まず表ですけれども、一番上の表が小学校になります。学級数、合計ですけれども、全体で106学級、児童数は一番右の端ですけれども2,957人となっております。昨年度と比較で申し上げますと、学級数全体では5学級の増、児童数では152人の増となっております。5学級増の内訳で言いますと、通常学級で4学級の増、また千代田小学校の特別支援学級で1学級増となっております。

続きまして、中学校、中等教育学校前期課程ですけれども、2番目の表をごらんください。こちらでは、学級数は全体で33学級、生徒数は1,117人となっております。昨年度の比較で申し上げますと、学級数全体で1学級増ですけれども、中身につきましては、麴町中学校の特別支援学級の1学級増となっております。生徒数につきましては38人の増でございます。

次に3番目ですけれども、通級指導学級・特別支援教室の人数でございますけれども、こちらについては通常学級にいらっしゃる方の内数でございますので、参考としてごらんください。

一番下の数字は中等教育学校全体の学級数、生徒数でございます。全体で24学級、生徒数は923人となっております。

説明は以上でございます。

○永田委員長 はい。学級編制について質疑を受けます。

○河合委員 この二つ目の中学校・中等教育学校の欄ですけれども、麴町と神田一橋、大分差が出ているように見えます。実際出ているんですけどもね。で、麴町の教育内容が素晴らしいとか、事前に中学校に行かれるお母さん方の意見交換の中では、かなり麴町がいいと。一橋はちょっと違うというような意見が出ているのも事実ですね。で、この九段中等教育学校をつくるときに、既存の2校の学校は、いわゆる特色ある、何というのかな、教

育プログラムをつくって2校を運営しようというふうになったと思うんですけども、そこがちょっと差が出てきているのかなと。この学生さんの数、教室数を見ると思うんですけども、その辺は我々は議員として学校の教育内容にうんたらかんたらと意見を言うことはできないんでね、教育委員会として、どういう何かこれの対処の仕方とか、今後のいわゆる方向性の問題を議論をしているのかどうか、わかる範囲でいいから教えていただけますか。

○櫻片学務課長 河合委員のご質問でございますけども、教育の中身について、ちょっと学務課ではちょっと詳細が把握しておりませんので、なかなか明確なお答えができませんので。ただ、各学校で頑張っている中で、選択制でございますけども、一方で麴町地区の小学校の人数がふえているという実情もありますので、その辺も含めて、現在は麴町中学校の人数がふえているというのが現状としてございます。

○河合委員 確かに人数がふえているのは把握をしております。ただ、学務課の人に言ってもしょうがないんですけども、教育委員会の中でこのような議論がされているのかどうか。ずっとこのままで、差が出ている、人数に差が出ちゃうと、麴町ばかり人が集まって、一橋は来ないという話にもなりかねないんで、今後対応をしていくのかどうか、教育委員会のほうとしてどういう考えがあるのか、きょうじゃなくてもいいですから、後日でもいいですから、わかる範囲で教えていただければと思いますので。

○櫻片学務課長 ちょっときょうは明確にお答えできませんけども、それにつきましてはまた改めてご報告することにいたしますので、お願いします。

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 私も以前からこの麴町中学校と一橋中学校の生徒の人数の件で質問していますけれど、確かに子どもの人口からして、大体これが、それに見合った数ですよというのが前回の文教委員会でも説明を受けたんですけども、ただ、やはり教育の中身といいますかね、中身は同じ中学校ですから一緒だと思うんですけども、運営の仕方、担任がいる、いないとか、そういった学校の運営の仕方については大きな差が、それは特色といえば特色なんでしょうけれども、同じ区立学校でここまで違うのかというようなところもあって、その点については教育委員会でもどうなのかなという議論もされているのかどうか。もしくは結構マスコミなんかでは麴町中学校は非常に取り上げられていますけれども、一橋もいいところはあると思うんですけども、そこをどういうふうに区民の方にお知らせしていくのかというものを含めて、やっぱり同じ区立中学校に通う子どもたちですから、中学校を出れば同じような教育水準になっていると、受けられているというようなことをちゃんと見ていくというかな、それは教育委員会の役割だと思うんですけども、そこも含めてどのような議論をされているのか、きょうでなくてもいいんで、お知らせいただければと思います。

○櫻片学務課長 すみません。先ほどのちょっとご質問と同趣旨でございますので、また指導課長のいらっしゃるときに、またそれも含めて改めてということでご報告しますので、よろしくお願いします。

○永田委員長 次回の委員会で指導課長にもご出席いただいて、この件について、もう少し深く掘り下げていければと思いますので、よろしくお願いします。

学級編制について、その他よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、子ども部所管の報告を終わります。

一旦休憩します。

午後3時18分休憩

午後3時24分再開

○永田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

続きまして、地域振興部の報告事項に入ります。

（１）千代田区プレミアム付商品券事業について、理事者からの説明を求めます。

○栗原商工観光課長 地域振興部資料1をごらんください。千代田区プレミアム付商品券事業についてご説明いたします。

目的でございますが、消費税・地方消費税が10月1日に税率が引き上げられることになっておりますが、それに伴う低所得者・子育て世帯の生活に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者、子育て世帯向けのプレミアム付の商品券を発行するというものでございます。

対象者でございますが、（１）まず最初に、2019年の住民税の非課税の方、課税基準日は2019年1月1日となります。ただし、住民税非課税の方でも生活保護受給者等の方は除かれます。「等」というのは、メインは生活保護の受給の方になるんですけども、それ以外に、例えばハンセン病に伴う国からの支援金を受けている方とか、数は少ないんですけども、そのような複数の受給のパターンがありまして、そのような方も含まれるということで、「等」となっております。参考でございますが、千代田区のまだ推定なんですけれども、非課税の世帯、ただし生活保護の受給者等も入っているんですけども、非課税の世帯が約5,500世帯ぐらいではないかと、今のところ推定しております。

それから、（２）ということで、2016年4月2日から2019年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主となります。で、参考までに、千代田区で2019年4月1日の時点でピックアップした、千代田区で0～3.5歳児のいる世帯は2,239世帯で児童数が2,265名となりますので、時期がずれるにしても余りこの数字から大幅に変わることはないのかなと考えております。

3番の商品券についてでございます。商品券の購入限度額でございますが、住民税非課税者につきましては1人当たり2.5万円を使える商品券を購入額2万円で購入することができます。子育て世帯につきましても同様でございますが、掛ける該当する子の数分を購入することができます。

（２）の販売単位でございますが、1冊5,000円使える商品券を販売額4,000円で販売いたします。さらにその中の1冊当たりの商品券は10枚綴りとなっております。商品券1枚当たりの額面は500円ということになっております。これはおつりが出ないということで額面を小さくするよう国からの指導がありまして、それに従って額面を500円としておるものでございます。

商品券の使用期間でございますが、令和元年10月1日～令和2年3月31日ということにしておりまして、これは国が設定している日付のマックスの日付とさせていただいております。

（４）の使用可能店舗でございますが、区内の店舗に対して広く公募した上で決定するというので、大型店舗も使用可能とするよう国から指導がございますので、千代田区としても大型店舗さんがうちもそのスキームに参加したいと手を挙げてくだされば、認めるということになります。

４番の財源でございますが、プレミアム分、それからこれにかかる事務費については１０分の１０が国費にて補助されます。なお、これに伴うこのプレミアム分と事務費でございますが、第２定例会に政策経営部より補正予算案が提出されることとなっております。

右を見ていただきまして、上が事業スケジュール、下が事業の全体像となっております。下の事業の全体像を見ていただけますでしょうか。まず、区民の方が千代田区に①ということで購入希望申請をしていただきます。ただし、これは非課税の方のみです。それに対して千代田区が購入引換券の発送をいたします。この購入引換券の発送は、子どもさんがいらっしゃる世帯につきましては、住基ネットのほうでも千代田区のほうで調べさせていただいて、購入希望申請のあるなしにかかわらず購入引換券を発送いたします。非課税の方については、まず税務情報を目的外利用してもよろしいでしょうかというような許可をまず①でいただいた上で、②許可をいただいた方のかつ購入希望を受けた方から②の購入引換券を発送いたします。で、次③でございますが、区民の方がマックス２万円となりますが、購入引換券と現金ですね、を持参の上で商品券を購入に行きます。その矢印の先なんですけれども、管理運營業務受託者とありますが、事務が膨大になりますので、職員だけではやり切れないところがございますので、運営をサポートしてくれる受託者さんに協力を依頼します。④ですね、販売、商品券を２万円で購入していただくのと２万５、０００円を使える商品券を販売しまして、⑤になります。使用可能店舗で商品券を使用ということになります。そうすると使用可能店舗には商品券が残りますので、それをまた管理運營業務者のほうに換金請求していただいて、管理運営受託者のほうから使用可能店舗のほうにその商品券分の現金を振り込むという形になっております。

説明は以上でございます。

○永田委員長 はい。では、この件について質疑を受けます。

○牛尾副委員長 非常に事業が複雑ですね。で、こういうことに、本当にやるなら、もう本当に増税しないというのが一番だと思うんですけども、国が決めてやることですから、区の方々、皆さん大変だと思うんですけども、一つ気にかかるのが、非課税世帯の方が主な対象で、もちろんお子さんがいらっしゃる方も対象なんですけれども、非課税世帯の方はこちらから申請をしないと購入ができないということで、やっぱり非課税世帯、特に低所得者の方というのは、それを送ること、しかも、今回、管理運營業務の委託者ということはもう民間の会社になろうかと思うんですけども、そういったところも中に入って事業を行うという点では、自分がなかなか社会的に立場の弱いということを知られるのがやはりためらうという方も、中にはいると思うんですね。そういった方々への対策なりそういうのも必要じゃないか。せっかくこういったものを実施しても、応募しないということがあるとどうなのかというふうにも思うんですけども、もう、こう、そういった面での対策といいますか、考えはあるんですかね。（「なかなか難しい……」と呼ぶ者あり）まあ、条例じゃないしね。（発言する者あり）そうか。

○栗原商工観光課長 右下の図を見ていただきますと、住民税非課税世帯の方が購入希望

申請とございますが、この流れは区の職員がやらせていただきますので、管理運営受託者さんはこの部分には絡まないことになっておりまして、区がお渡しする、区が直接発送する購入引換券を持ってプレミアム商品券を買いに来たときに販売するということになりま。ちなみに、右——あ、ごめんなさい、左を見ていただいて、対象者が非課税世帯と子育て世帯となっていますが、この管理運営受託者のところに買いに来た時点では、この購入引換券は全く同じ購入引換券にしておりますので、この買いに来た方が、どちらに対象になっているのかというのは、管理運営事業者にはわからないようになっておりますので、そこらのプライバシーの配慮等につきましては、十分配慮していきたいとは考えております。

○永田委員長 池田委員。

○池田委員 最初に確認をしますが、この4番の財源について、10分の10が国費ということですが、右側のスケジュール等を見ますと、何回か郵送して、行ったり来たりしているようですが、その部分の費用も、そういうことでよろしいのでしょうか。

○栗原商工観光課長 はい。国費の対象となります。

○池田委員 はい。わかりました。

ちょっとこの件で、非常に、プレミアム商品券ということで、以前にもやっていたかと思えますけれども、最近、特殊詐欺が、非常に、まだまだ後を絶っていないというところは、ご承知だと思えますけれども、この件について、例えば、その、まあ、千代田区を名乗るとか、その販売を代行します、かわりに買ってあげますよとか、いろいろそういうところでの、何ていうんでしょうね、犯罪があり得そうな気もしないでもないんですが、そのあたりの注意面ですとか、配慮とか、いろいろなところでは、どのような、何か対策か何かは考えていますか。

○栗原商工観光課長 それにつきましては、まず、最初、区民に、広報に載せるところからお知らせも始めるところなんですけれども、私の課で消費生活センターも所管もしているところなんですけれども、そのような詐欺が起こる可能性がありますので、しっかり注意してくださいと。注意してくださいというのは、しっかり周知していくように、それはしっかりやっていきたいと思えます。

○池田委員 まあ、そうですね、しっかりといいながらも後を絶たないところが現状ありますので、十分気をつけていただいて、被害がないように、ゼロで行っていただきたいと思えます。

あと、もう一度確認をしたいのは、このスケジュールの中で、8月から9月に店舗向けの説明会とありますけれども、これは個人事業主さん向けなのか、地域の商店会ですとか、大きな連合会とかのほうの説明会なのか、そのあたりの。いかがでしょうか。

○栗原商工観光課長 参加する希望がある方、個人事業主さんは、別に法人格を持っていなくても、個人事業主さんでも誰でも来ていただける説明会を想定しております。

○永田委員長 池田委員、よろしいですか。（発言する者あり）

池田委員。

○池田委員 はい。ありがとうございます。

もう一点、あとは、10月から始めるこの販売箇所調整中ということですが、今お考えのところがあれば教えていただきたいんですけれども。

○栗原商工観光課長 これにつきましては、まだ調整中となっております、もう少しするとご報告できるのではないかと考えているんですけども、区内に郵便局が46局あるんですけども、ここを何かうまく活用すると、区民の方にすごい利便性があるのではないかと考えておまして、そのようなことを、今、中心に検討しているところでございます。

○永田委員長 もう、いいですか。

○池田委員 はい。

○永田委員長 はい。じゃあ、この件について、ほかによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

では、次に行きます。続いて、（２）平成31年「千代田のさくらまつり」の実施結果について、理事者からの説明を求めます。

○栗原商工観光課長 地域振興部資料2をごらんください。平成31年「千代田のさくらまつり」の実施結果についてご報告申し上げます。

こちら、毎年やっております。1、主催でございますが、千代田区と千代田区観光協会の共催となっております。

協賛につきましては、千代田区の商店会連合会、商店街振興組合、それから商工業連合会、それから、東商の千代田支部からの協賛をいただいております。

実施期間でございますが、平成31年3月27日から4月7日の12日間を設定しまして、例年ですと、桜が早く咲いたりとか、逆に早く散ったりとかで、当初の設定期間を変更することが多いんですけども、今回は当初の設定どおりの期間で実施することができました。

4の内容でございます。（１）（２）（３）ということで、（１）が区の主催事業、（２）が観光協会の主催事業、（３）が、関連団体の実施事業となっております。で、区の主催事業としましては、①でございますが、千鳥ヶ淵のポート場、区営のポート場でございますが、そこをライトアップに合わせて夜間営業しております。通常は、今ですと、11時～16時半の営業となっております。土日は17時半までですが、営業となっておりますが、ライトアップに合わせて通常期より延長して、9時～20時30分まで営業いたしました。期間中の実績ということで、1,700万円ほどの料金収入があったところでございます。また、利用者につきましては、3万7,000人余りでございまして、外国人比率は48%ということで、もう、ほぼ半数の方が外国人の方に、このさくらまつり期間中はポートに乗っていただいたような状況でございます。

それから、大きいところ、③でございますが、「千代田区さくら基金」という基金がございまして、基金管理者はまちみらい千代田となっておりますが、さくらまつり期間中、千鳥ヶ淵緑道でさくら美守り隊と道路公園課が募金活動を実施しまして、12日間で530万円余りの募金をいただくことができました。

それから、（２）でございます。千代田区観光協会の主催事業としまして、①でございますが、千鳥ヶ淵緑道のライトアップを22時まで、LEDによる照明でライトアップを実施しております。

それから、大きいところだと、③で観光案内所の設置ということで、千鳥ヶ淵緑道の

出口側と入り口側に臨時の観光案内所を設置して、観光案内に対応いたしました。

それから、裏面を行っていただきまして、⑧でございますが、無料の周遊バスを運行しております。小型のバスで、桜並木の下とかをゆっくり走って、桜を見ていただけるようなバスを、3月30日、31日運行しております、1,105名の方に乗車いただきました。

それから、⑨番ですが、さくらガイドブックということで、千代田区の桜の魅力等を案内するようなガイドブックを15万部つくって、圏外のJR主要駅などに置いております。

それから、(3)の関係団体主催事業ということで、①でございますが、無料のシャトルバスの運行をしております。これは、実施したのは千代田観光まちづくり実行委員会という有志の方々の団体でございます。こちらは、大手町・丸の内・有楽町の繁華街と千鳥ヶ淵を結ぶシャトルバスの運行でございます、3月30日・31日、運行しております、9,133名の方にご利用いただきました。

それから、②でございますが、「千代田のさくらまつりガイドMAP2019」というのを、同じく千代田観光まちづくり実行委員さんが発行して、20万部発行しております。で、こちらでございますが、先ほどの15万部刷った、観光協会が刷った冊子は、都外とかの人に、千代田区にぜひ来てくださいというような視点でつくったパンフレットになっておまして、それに対してこちらの20万部のほうは、実際、千代田区に来ていただいた方が、このようなところが見どころがありますよとか、あと、こういう飲食店に行くとおいしい料理が食べれますよというような、細かいところを案内するようなガイドマップになっております。

それから、③番のさくらフェスティバル、最後でございますが、千代田区商店街連合会と千代田区商店街振興組合が開催しておりますが、靖国神社の改修工事に伴い、去年は開催を見送ったさくらフェスティバルを2年ぶりに実施しております。で、商店街の加盟店とか、賛助会員、関係団体、それから秋田県五城目町、さらに岩手県大槌町の露店が、合計で17店舗、出店していただいた状況でございます。

説明は以上でございます。

○永田委員長 はい。

それでは、さくらまつりについて質疑を受けます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

○河合委員 この内容のところの(1)番で、約、外国人が5割ですね、ボートに乗っていると、従前のように大使館にいろいろお願いをしたりとか、こういうのがあからぜひ来てくださいますとか、そういうような活動をした結果なのかしら。それとも、自然にこれだけ来られたというか、その辺の分析がわかれば教えてください。

○栗原商工観光課長 こちらなんですけれども、ちなみにその数字の実績を申しますと、1年前のさくらまつりでは、このボートの、乗っていただいた方の外国人比率が、39.13%ということで、まあ、1年で、約、さらに外国人比率が8%上がったところなんですけれども、こちらにつきましては、大使館さんには直接PRに行ったわけではないんですけれども、観光協会のほうでホームページをつくり直して、例えば、全然、スマホで見ると、端が切れて見れていなかったとか、あと、英語の翻訳は、ちゃんとした専門家に見ていただいているのでなくて、ちょっとグーグル翻訳に頼ったようなところですね。そのような、ちょっと、外国人が見ると、もうおかしいような英訳になっているようなところ

とかあったのを、しっかり外国人にPRできるようなところに直せたようなところが、まあ、効果もあったのかなとは考えております。

○河合委員、まあ、1年でこれだけふえるということは素晴らしいことかなと思うんで、いわゆる、どうやって、前回と違って今回は何をやったのか。で、要するに観光立区の千代田として、これから外国のお客様をおもてなしをするには、そういうデータというのは蓄積をしながら、こういう方向をやったら、もっと外人がふえるとか、観光客の方が喜ぶとかいうことが、多分わかると思うんでね。ぜひともその辺を、こうちょっとデータベースにしてね、やられるような感じで、観光協会さんのほうにもお願いをしながら、データの蓄積をしていただきたいなと思いますんで、その辺をよろしくお願いをいたします。

○栗原商工観光課長 観光協会としっかり連携をとりながら、外国人の方がふえたような理由とかをしっかりと分析していきたいと思います。

○河合委員 はい。

○永田委員長 では、さくらまつりについては、よろしいでしょうか。（発言する者あり）
西岡委員。

○西岡委員 ご説明ありがとうございました。そのさくらガイドブックと、あと、この（3）の②のガイドMAP 2019の15万部、20万部とあるんですけども、この数というのは――あ、まず、外部委託していらっしゃるんですか。これは、つくっているのは外部委託でつくっているんでしょうけども、この数字って、15万部、20万部って、これだけ、その、ペーパーレス化と言われていて、私はネットに注力したほうがいいと思うんです。その分、ツイッターの、区でやっているフォロワー数をふやしたほうがいいんじゃないかなと、そちらに労力を使ったほうがいいとっていて、この15万部、20万部って多い気がするんですけども、これは減らすというのは検討されていただけないですか。余っていると思うんですが、ほかでも。埼玉地区、千葉、神奈川、山梨等々、配っていらっしゃるんですけども、恐らく全てが全て配布し切れていなくて、今どきもう、ネットで皆さん見ると思うんですが。

で、先ほどの外国人の話もありましたが、そういう両立でできたらいいなと思いますが。ペーパーレス化で、何か紙がもったいないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○栗原商工観光課長 はい。そうですね。ネットのほうでも、ツイッターとかで十分情報を出しているつもりでございます。で、ちなみに都外の方とかにまず来ていただきたいと思って、千代田区の魅力をPRするような冊子が、この冊子で15万部、それから、実際に千代田区に来ていただいた方に、千代田区でこういうところが見どころですから、ぜひ回って下さいというような冊子がこちらなんですけど、20万部でございますが。こちらの20万部につきましては、さくらまつりの期間、最後までもちませんで、もう、途中で全部、はい、なくなってしまう。私も、観光案内所に実際に立って案内とかをしていたんですけども、皆さんがやっぱり、欲しがってですね。これは実際、足らなかったぐらいの状況でございます。

観光協会のほうの15万部のほうにつきましては、ちょっと、すみません、余りが出たかとかについては把握できていないので、ちょっと確認して、もし余りが出たのであれば、来年はちょっと発行を減らすとか、それは対応を考えていきたいとは思っています。

○西岡委員 ありがとうございます。足りなくなるほうは逆にふやしていただいて、逆に

構わないと思うんですけども、需要がないのにふやしてもしょうがないなという気持ちでいたので、この、ほかのガイドブックの配布の、ほかの他県に対しての15万部というのを検討をさせていただけたらと思います。数が少なく、大した話じゃないと思われるかもしれませんが、少しずつ、こういう無駄をなくしていけたらと思います。お願いいたします。

○栗原商工観光課長 はい。しっかり必要部数を確認して、余っているのであれば、まあ、発行部数を減らすとかして、無駄のないようにしっかりやっていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○永田委員長 これ、他地域に配布している分の、その配布状況というのは確認、現状ではしていないんですかね。

商工観光課長。

○栗原商工観光課長 すみません。観光協会のほうでは間違いなく把握していると思うんですが、申しわけありません、ちょっと、私が、観光協会からその情報、すみません、ちょっと、吸い上げられていませんでした。申しわけありません。

○永田委員長 西岡委員。

○西岡委員 すみません、たびたび。それで、もしも実態把握していただけて、足りなければもちろんふやしていただく方向でいいと思うんですけども、大量に余っているようであれば、先ほど申し上げたとおりで、減少させていく方向でお願いいたします。ありがとうございました。

○永田委員長 また、追って報告をお願いいたします。

この件については、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

じゃあ、次に行きます。では、（3）区内飲食店における地方の産地直送特産品活用事業の実施について、理事者からの説明を求めます。

○栗原商工観光課長 地域振興部資料3をごらんください。区内飲食店における地方の産地直送特産品活用事業の実施についてご説明いたします。

こちらの事業でございますが、昨年9月に、「千代田区の地方との連携のあり方」というものを定めておまして、この中で、今、千代田区は姉妹都市が姉妹都市と五城目町さんありますが、この姉妹都市、姉妹提携につきましては、住民も交流する、それから行政も交流する、行政の中でも、子どもも交流する、スポーツでも交流するとか、商工でも交流するという、全面的に交流になっているんですけども、なかなか行政の負担も大きく、これは姉妹提携は姉妹提携で進めていくんですけども、これと別に、事業単位で、まあ、いろんな自治体と提携を進めていこうじゃないかというような、千代田区の地方との連携のあり方というのを定めておまして、で、それに基づきまして、昨年12月に、この産地直送特産品活用事業というのを第一弾、千代田区は既に被災地支援ということで連携の実績があります、岩手県の大槌町とやらせていただいたものでございまして、これを、本年、別の自治体と新たにやっていきたいというものでございます。

事業概要でございますが、まず地方の農産物・海産物等の特産品を区内の提携飲食店で取り扱っていただいて、一定期間、具体的には2週間ほどになりますが、メニュー化して

いただきます。なお、使用する農産物・海産物等の特産品は、地方から直送いたします。で、区は、提携飲食店がその地方の特産品を仕入れる際の配送費、クール便とかになると思いますが、それに対して100%の補助をこの期間中は行います。一方、提携している地方さんは、提携飲食店を通して来店者にノベルティーとかリーフレット等を配布して、地方のPRを行っていただくというものでございます。左下が、それを図式化したものでございます。で、右下を見ていただきまして、今回の実施内容でございますが、規模としては、前回と同じ10店舗程度を想定しております。今回連携する自治体は二つございます。静岡県の西伊豆町と、新潟県の糸魚川市とやらせていただきたいと考えております。

時期でございますが、前回12月にやらせていただいた後に、参加していただいた飲食店さんにアンケートをとりましたところ、8月が、どうしても客足が非常に落ちるので、8月にやっていただくと大変ありがたいというような声をいただきましたので、8月の一ただお盆にやりますと、お盆は千代田区から人がいなくなる時期でございますので、お盆の前2週間と、お盆の後、2週間ということで設定させていただいております。

まず、西伊豆町でございますが、その連携先として選んだ理由でございますが、まちみらい千代田がちよだプラットフォームスクウェアで運営する市町村サテライトオフィスに入居しているということで、現在、7自治体が入っていたかと思いますが、そのうちの一つということで、千代田区と長くお付き合いの経験がある。それから、ちよだフードバレーネットワークということで、千代田区も加盟している、食と農として地方と都市が連携していこうというネットワークでございますが、60団体ほど加盟しておりますが、このネットワークに加盟していると。

それから、糸魚川市につきましては、神田、麴町の両料飲組合さんが、糸魚川視察研修「味わい交流の旅」を行うなど、民間レベルで既にかかわりがあると。それから、同じくちよだフードバレーネットワークに加盟しているというようなところでございます。

効果でございますが、区については、区内の商工振興につながるということで、先ほどの、どうしても飲食店さん、売り上げが落ちるような時期に仕掛けることで、区内の商工振興につなげたい。それから、産地直送による新鮮な特産品を区民等に提供できる。一方、地方につきましては、特産品の販路開拓につながる。地方の地元の魅力をPRできる。それから提携飲食店で特産品をメニュー化し、売れ筋を把握することで、都市部でのマーケティングができるとなっております。

なお、今年の、大槌町と提携しましたが、大槌町につきましては、被災地支援というような意味合いもありまして、このスキームをしばらく続けていきたいと考えておまして、ちよだフードバレーネットワークのほうにですね、これを実施する予算を、本年度予算でお認めいただいております。運営主体を、ちよだフードバレーネットワークに移して、大槌町とこのスキームについては、しばらく続けていけたらなと考えている次第でございます。

説明は以上でございます。

○永田委員長 それでは、この件について質疑を受けます。

○たかざわ委員 昨年暮れ、大槌町などを対象に一度やったということですが、効果の検証はどのような形になりましたでしょうか。

○栗原商工観光課長 昨年12月に大槌グルメフェアを開催した際は、飲食店から大槌町水産加工業者への注文額の合計が約28万円。で、そのメニューを使って、飲食店でそのメニューの売上げの合計が、これはまあ、あくまでちょっと推計なんですけども、約130万円というふうに効果が出ております。

○たかざわ委員 大槌町のほうの相手は、加工会社、それとも役場、どちらなんですかね。

○栗原商工観光課長 役場にご紹介していただいた、この業者だったら間違いはないという水産加工業者さんになります。

○たかざわ委員 大槌町は、いまだに生産人口が戻っていない、働き手がほとんど戻っていないということを聞いているんですけども、果たしてそれで効果があったのかということがありまして、今、質問したわけなんですけども。その業者さんというのは大槌の方なんですかね。

○栗原商工観光課長 大槌にある水産加工業者さんで、この大槌グルメフェアの後、実際、ちょっと私、その水産加工業者さんに意見交換をさせていただいております。行ってまいりました。で、国費を使って、立派な工場が大槌の港のあたりに建っております。その社長さんとかから言われたのが、生産する設備はしっかり整ったんだけど、販路が、今まであった販路が1回途切れてしまったことで戻ってこない。やはり一番痛いのは、販路を確保することを何とか支援していただきたいというような意見を聞いておりますので、それに資するような取り組みをできたらということで、この前回の大槌グルメフェア、それから今回だと西伊豆町グルメフェア、糸魚川市グルメフェアになると思いますけれども、そういうような地方の声にお応えできるような取り組みになっているのではないかと考えております。

○たかざわ委員 注文額が28万円ということで、そんな、量は多くないんですけども、実際、その工場ができたということなんですけども、加工するのに人手が要りますよね。それで、実際、大槌町というのは、海産物やなんかも漁という形でするんでしょうけども、実はほかのところから持ってきてみたい話ではないでしょうか。その辺をきちっと確認していただかないと、幾ら大槌町が復興支援ということでも、その人たちにメリットがないのでは、さほど意味がないのかなという思いがいたしますので、その辺まできちっと検証していただいて、続けていっていただければと思いますので、いかがですかね、その辺は。

○栗原商工観光課長 今回紹介していただいた水産加工業者さんは、基本的に大槌で揚がった水産品を使って、加工してくださっている。当然、加工工場は大槌町にあるということで、しっかりしたところを大槌町役場に紹介していただいたと思っていますので、今後の、その、今度やる——あ、大槌町につきましては、引き続き、そのフードバレーネットワークに主管を移してやりますし、あと、今度、区が主催では、西伊豆町と糸魚川市とやりますが、そこについては、そのもとの原料といいたし、魚とか、あと今度からお肉とかも考えているんですけど、そういうようなのが、ちゃんとその町内とか市でとれたものであるとか、そういうことも確認して進めたいと思っています。

○永田委員長 河合委員。

○河合委員 去年、某ホテルで、この大槌町のフェアをやったんで行ったんですけども、

余り、何をやっているかよくわかんないようなイベントではあったんですけども、被災者の支援を考えるのであれば、まあ、これはこれで、毎年規模が大きくなったりして、効果が出るかもしれない。これは、一つ、否定をするもんじゃないんだけども、例えばですよ、被災者の支援をやるのであれば、ふるさと納税という制度があるじゃないですか。ね。そうすると、大槌と地方が組んでね、向こうのいわゆるふるさと納税物産みたいなものを、千代田で優先的にこう、PRしてあげるとか。もうちょっとこう、地域が、何とかな、連携を強めていくというのは、これは、ただ小売店に任せていて、やりたい人どうぞという施策ですよ。そうではなくて、千代田区も中に絡みながら、一緒になってね、その地域を発展をさせていこうというような発想があってもいいのかなと、ちょっと思うんでね。その辺も含めて、これはこれで進んでいる事業ですからいいんですけども、今後そういうところも含めながら、本当に地方との連携をするのであれば、相手のことも考えながら、実になるようなものやっていくことが必要かなと思いますけど、その辺はいかがでしょうか。

○細越地域振興部長 ただいまの河合委員のご質問、大変、非常に貴重な意見だと思います。大槌町の支援につきましては、もう、区も、職員派遣に始まりまして、これからも息長く続けたいと思っておりますので、さまざまな形で検討したいと思います。

今1点ご質問いただきました、ふるさと納税につきましては、実はご案内のとおり、この6月1日から、総務大臣のほうで、このふるさと納税をする場合の返品につきましては、地場の産品に限られるということになりますので、今、意見いただきました、その大槌の産品を仮に千代田にふるさと納税をした場合に出すというのは、これは今、ちょっと総務大臣に認められなくなっておりますので、これにつきましては、ちょっと、別途という形になります。

いずれにいたしましても、いろんな形の支援の仕方があるかと思っておりますので、それにつきましては、引き続き検討していきたいと思っております。

○永田委員長 はい。よろしいでしょうか。

副委員長。

○牛尾副委員長 そうですね。これ、飲食におけるということになってはいますが、この、例えば地域との連携といった場合に、飲食だけではないと思うんですよ、産業は。さまざまな、木材だったり、工芸品だったり、いろいろあるでしょう。で、これは飲食に限ってやるということですけども、ほかの、例えば、林業の木材とか、さまざまな工芸品とか、そういったものも含めて、こう考える、組みかえるというのはあるんですか。

○栗原商工観光課長 今、副委員長ご指摘いただいたとおりであると思っております。で、今回、ちょっと地方との連携のあり方、昨年9月に制定してから、たまたま、この、ちょっと食品に特化したような事業が比較的取り組みやすいのでたまたま続いたんですけども、これ以外にもやらないといけないと考えておりまして、具体的には、商工業につきましては、本年度、地方の、やる気がある物産業者さんを区に来ていただいて、一方、区の事業者さんは地方の商材を商売に結びつけようというような方を、千代田区が橋渡しするようなマッチングイベントができないかと考えておりますし、商工業以外にも、地方との連携のあり方では、スポーツの交流とか文化の交流とか、いろいろ考えられますね、進めていきたいと思いますので。ただ、これについては、所管がどうしても違おうと

ころになりますので、商工観光課がお願いに行くことにはなるんですけども、そのような形で、この今回の食品を通したような地方の連携以外にも、どんどん地方との連携を進めていきたいとは考えておるところでございます。

○牛尾副委員長 あと、この飲食店だけの問題にしても、例えばその飲食店に行くと、食べに行かなければいけないわけでしょ。だから、現地のいわゆる魚介類とか、生鮮三品を直接買えるという場も必要だと思うんです。そこまであわせてご検討もいただければと思います。

今一つ、先ほど大槌の話をしましたけれども、やっぱり被災地といった場合に、この間、さまざまところで被害があるじゃないですか。豪雨災害にしたって、台風にしたって、地震にしたって。で、こういったところの連携——あ、こういったところのその支援という点では、今後何かこうやっていく、こういったものを通じて支援していくというお考えはあるんですか。

○栗原商工観光課長 今ご指摘いただいた点なんですけれども、昨年9月に定めた地方との連携のあり方で、ウィンウィンの関係を前提にしましょうという大きな命題を設定しておりまして、商品を販売すると、地方にとっては支援になると思うんですけども、ただ、そのまま直送で地方の商品が販売されると、なかなか今度は区民に対してメリットがないということで、今回、区民にもメリットを出すために、区内の商工振興、お店がちょっと、暇になる時期に仕掛けて、お店のちょっと盛り上げに資するとか、そういうようなウィンウィンの関係になるようなスキームはないかなということで、今回、このような形でやらせていただいているところではございます。

○永田委員長 河合委員。

○河合委員 まだ、被災地の続きで。（発言する者あり）確かにそうですね。

○永田委員長 いいですか。

じゃあ、ほかの被災地について。

商工観光課長。

○栗原商工観光課長 申しわけございません。ちょっと答弁が漏れておりました。ほかの被災地への支援でございますよね。はい。

で、地方との連携のあり方ということで、また一つの大きな柱として、全国を6ブロックほどに分けて、全国と満遍なく連携していきましょうというような方針も立てておりまして、そういう意味で、第一弾で東北の大槌とやらせていただいたところで、今回、中部のエリアにある西伊豆町、それから関東甲信越にある糸魚川市とやらせていただいたところでございます。

千代田区としては、被災地支援につきましては、大槌町としっかりやっていきたいと考えておりますので、先ほど申しましたが、このスキームだけじゃなくて、文化とかスポーツか、例えば子どもの交流とか何とかできたらと思っております。所管といろいろご相談に行きたいなと思っておりますけれども、そのような交流も通して、大槌町の支援に役立つようなことはできたらなと考えてはおります。

それから、物販もできるんじゃないかということで、先ほどご質問いただいた件でございますが、ちよだフードバレーネットワークが、区も加盟して、一部、分担金を払っているところではございますが、これが神田錦町にちよだいちばという常設の市場を設けており

まして、で、1カ月ごとに順番ごと、そのフードバレーネットワークに加盟している自治体さんの特産品を委託販売、委託料はいただくんですけども、本当に低額の委託料しかいただいているんですけども、委託販売でやらせていただいている実績を——いや、今もやらせていただいております。そのような形で、その物販のような形ででも、地方と支援できたらなと考えているところでございます。

○永田委員長 はい。

小野委員。

○小野委員 はい。ありがとうございます。地方とそれから都市の食の連携ってすごく大事だなと思っていて、加工品について、先ほど、特に被災地支援というところで焦点を当ててお話しくださいました。これも、とても大事だと思うんですけども、一方で千代田区に住んでいる方々からよくお声をいただくのが、新鮮な食材を買える場所がもっとあっていいんじゃないかというお声をよくいただいています。そこで、地方の、まさに加工しない食材そのものというのが、余り千代田区民へのメリットがないんじゃないかというお話が少しあったんですけど、実は、もっともっとこれから求められるのかなということ率直に考えています。

そこで、今、常設の市場でやっていらっしゃるということだったんですけども、今後、常設ではなくて、例えば、そうですね、期間限定のファーマーズだとか、そういったものを、例えばなんですけれども、区で主催をする可能性というのがあり得るのかどうなのか。お米とかお野菜とか、お魚とかはちょっと厳しいと思うんですけども、何かそういった地方の特産品を食材として取り扱うということが、今後、加工品以外でも考えられるのかどうかということころを、ちょっと教えていただけるとありがたいです。

○栗原商工観光課長 スポットという意味では、実は年に2回ほど、やはりこのフードバレーネットワークで、有楽町の駅前広場を使ってマルシェをやっておりまして、やはり毎回、十四、五店舗ぐらいの地方自治体さんが出てきてくださって販売しているんですけども、ただ、まあ、それは本当にスポットとなりますので、常設という意味では、やはりこのフードバレーネットワークが設定しているちよだいちばで販売するのが今のところは一番効果があるのかなと考えていますので、このちよだいちばをしっかりと周知するとともに、運営事業者と、より、地元の方に扱いやすいような、地元の方が希望するような食材も販売することができるか等を調整して、進めていきたいとは考えております。

○小野委員 ありがとうございます。このフードバレーネットワークなんですけれども、先ほど60団体が加盟しているということだったんですけど、これ、例えば、県で言うと、47都道府県のうちの、まあ、関東は抜いたとして、どのぐらいの加盟があるかわかりますでしょうか。

○栗原商工観光課長 すみません。ちょっと今、このファイルの中に間違いなく加盟団体はあるのですが、ちょっと、今、すみません、ちょっとすぐに見つけられなくて、ちょっとお時間いただければ見つかります。申しわけございません。

○小野委員 ありがとうございます。

○永田委員長 ほかに、もし一緒に聞くことがあれば、ないですか。（発言する者多数あり）ありがとうございます。じゃあ、見つかれば、また、はい、お願いします。（発言する者あり）この件については、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

じゃあ、続きまして、（４）の千代田区立内幸町ホール指定管理者の募集について、理事者からの説明を求めます。

○永見文化振興課長 千代田区立内幸町ホール指定管理者の募集について、地域振興部資料４を用いてご説明申し上げます。

まず経緯でございますが、内幸町ホールは、平成１７年４月から指定管理者制度を導入し、現在、指定管理者に指定した株式会社コンベンションリンケージに、施設の管理運営を委ねております。第３期に当たる現在の指定管理期間が今年度末をもって終了するため、令和２年４月から始まる第４期目の指定期間に向けて、今年度中に指定管理者を指定する必要がございます。そのため、「千代田区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき、指定管理者候補者の選定手続を行うところでございます。

対象施設は、千代田区立内幸町ホール。所在地は、内幸町１－５－１。

新たな指定期間ですが、令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの５年間。

応募資格は、ホールの管理運営業務を確実に遂行でき、かつ経験豊富で文化芸術活動に対する理解及び熱意を有する法人その他の団体。

５番、選定方法とスケジュールでございます。選定方法は、公募によります。募集期間は、令和元年６月５日～７月５日まで。現地説明会は、令和元年６月に実施予定でございます。選定スケジュールは、７月５日まで指定管理者候補者の募集。令和元年７月下旬に、指定管理者候補者選定委員会による選定。令和元年９月に、第３回定例会で指定管理者の指定の議案を提出させていただく予定であります。令和２年３月、指定管理者との協議、協定の締結。令和２年４月、第４期の指定管理業務の開始となります。

指定管理者選定委員は７名、外部委員が４名、区関係者が３名でございます。

周知方法は、広報千代田６月５日号及び、区のホームページ上で指定管理の募集要項等を掲載させていただきます。

ご説明は以上でございます。

○永田委員長 はい。じゃあ、この件について質疑を受けます。

○河合委員 指定管理者の制度なんですけども、一番大事なのは、いろんな団体がこの内幸町ホールを使っています。それで、その団体に対してリサーチをすることが一番大事なことなのかと。どういうところがよかったですか、どういうところが使い勝手が悪かったのか。で、現場の声を反映して、次の要求水準に入れていかなければいけないと思うんですけども、その辺のところというのはもう実施済みなのかどうか、お答えください。

○永見文化振興課長 河合委員おっしゃるとおり、多くの団体にこの内幸町ホールはご利用いただいております。で、毎回、事業の後、指定管理者と、あとその事業の実施主体というところで意見をフィードバックし合うようなところでアンケートを実施したりして、非常に好評を得ているところでございます。

○小川文化スポーツ担当部長 ちょっと補足を。

○永田委員長 はい。

○小川文化スポーツ担当部長 文化スポーツ担当部長。

○永田委員長 文化スポーツ担当部長。

○小川文化スポーツ担当部長 ただいまの課長の答弁に補足をさせていただきます。

今般のこの指定管理者の募集について、さまざまな要件を、これからまた指定管理者の指定に当たって検討していくわけですが、そのメンバーの中に、通常この利用されている方、このホールの、いわゆるその利用者団体、そういった方たちにも加わっていただき、ご意見をいただきながら進めているところでございますので、そうした意見を十分に反映した今後の業者選定にしていきたい、それに伴う要求水準にしていきたいと、このように考えております。

○永田委員長 河合委員。

○河合委員 ぜひとも、現場で使う方が一番使いやすいホールになるように努力をお願いをしたいと思っていますので、その辺はきっちりやっていただくことをお願い申し上げます。

以上です。

○永田委員長 はい。要望のとおり、お願いします。

では、あれっ、商工観光課長、先ほどの答弁をもしできれば、ここでお願いしたいんですけど、どうでしょうか。もう少し。

○栗原商工観光課長 もう、今……

○永田委員長 わかりました、わかりました。では、もう少しして。すみません。

では、この件についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

続きまして、最後の（５）千代田区新スポーツセンター基本構想（素案）について、理事者からの説明を求めます。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 千代田区新スポーツセンター基本構想（素案）について、地域振興部資料５を用いてご報告いたします。Ａ３横の資料と、ホチキスどめの「参考」というゴム印を押したものがございますので、ご確認をお願いいたします。

この基本構想（素案）につきましては、昨年度、計５回の検討委員会を経まして、あらかじめまとまったところで、随時、委員会にはご報告させていただいたところですが、３月２２日の最終回でまとめましたものが本素案でございます。

素案をおめくりいただきまして、１ページ目から、これまでの背景と位置づけ、３ページ目から１０ページまでが、現状と課題についてまとめております。

課題を整理していく中で、委員の間で、スポーツについての認識が、勝敗があるのがスポーツ、それ以外は運動と言うとか、そういう、ちょっと定義づけが不安定でございましたので、右下にございますとおり、新スポーツセンター基本構想（素案）におけるスポーツとは、ルールに基づいて勝敗や記録を競うものから、健康を目的に行われる運動、さらには、遊びや楽しみを目的とした身体活動まで、その全てを幅広く含むものをスポーツとして定義した上で、議論を進めております。

続きまして、それらの課題を踏まえて、１１ページから基本構想をまとめておりましてコンセプトとしまして、千代田区に住み、働き、学ぶ全ての人が気軽にスポーツを楽しみ、生涯を通じて心と体とコミュニティを育むことができる、スポーツのシンボルとなる中核施設ということを決めました。このコンセプトに基づきまして、下の五つの基本方

針をまとめました。

そして、18ページには、導入機能と導入施設の図がございます。図でわかりやすく示してございます。例えば武道場でございますが、こちら「武道場」と書いておりまして、柔道、剣道と例を挙げておりますが、こちらの中に格納式で畳を自動的に床の上に出して格納するような施設なども、検討会で視察してきてございます。そういう最新の技術も導入していきたいということでございます。

最後に、21ページから、今後のスケジュール及び今後の課題についてまとめてございます。今後は、建設地が決定した段階で、素案に基づきまして基本構想を策定し、パブリックコメントを経て、基本構想とする予定でございます。

報告は、以上です。

○永田委員長 はい。スポーツセンターについて、質疑を受けます。

○牛尾副委員長 この基本構想を検討会で議論をしてまとめられたんで、じっくり見たいと思いますけれども、今後、建設地を決めて、新たなものをまたつくっていくということを今話されましたけれども。

例えば、この導入施設というところを見ても、相当盛りだくさんなものが入っているじゃないですか。で、例えば、せっかく話し合っ、て、こういうものを入れたい、こういうのは必要ですねというのを決めても、建設地はこれから決めますよということですけども、建設地が決まって、決まると大体これだけの建物しか建てられませんかというスキームが決まってくると思うんですよね。それによって、またこれが大幅変更になってしまうと。その際は、この、また、どういうふうな、本当にまた一からみたいな話になりかねないと思うんですよね。で、ここをどう考えているのかということと。いま一つは、その建設地を、今度はどこの段階で決めるのか。どこが決めるのか。ちょっとそれはお答えいただきたいと思っておりますけど、いかがですかね。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 副委員長の質問にお答えいたします。

まず、区としましては、この検討委員会で、どのような機能、設備が必要か、求められるフルスペックの、そのものを思い描きまして、それを固めましてから、その中から優先度をつけまして、機能などの絞り込み整備をしていきたいと考えてございます。フルスペックで整備できるのが理想でございますが、限られた区内の土地でございますので、例えば施設の兼用利用ですとか、複合化による効率的な利用、または民間施設、サービスの連携といった工夫により、対応していきたいと考えてございます。

続きまして、どこの段階でかというご質問でございますが、こちらは、正直、しっかりとした、何月ごろというのはまだ出ておりませんが、庁内で検討していきながら、今年度中に決定していきたいと考えてございまして。

○牛尾副委員長 まず建設地ですけども、これは庁内で決めるんですか。それとも、また検討会を立ち上げて、検討会で決めるんですか。そこをちょっとはっきりさせていただきたいんですが。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 庁内での検討をするということで考えてございます。

（発言する者あり）

○小川文化スポーツ担当部長 ただいま課長が説明したところに、若干補足をいたしますと、庁内である程度、まあ、これまで建設候補地については、議会等の指摘もあり、絞ら

れてきたところでございますので、それらの状況を再確認しつつ、あらかたの考え方を庁内でまとめたいというふうに考えてございます。その上で、今回の素案を検討したこの方たちがいらっしゃるわけでございますので、そうした体育関係の団体や、外部の方たち、そうした方たちによる、やはり検討会、そうしたものの中で、いろいろご意見をいただきながら、また議会にも報告をしつつ決めてまいりたいと、そのように考えております。

○牛尾副委員長 また今後どういうものを入れていくかというのを、また検討会を、ここはつくりずに、もう、この検討会がまとまった中身で、庁内で、これに合うものというものを決めていくと。そうすると、例えば、一応、基本構想で、さまざまな協会の方々から意見を聞き、こういうものが必要だね、こういうものが欲しいねというのが話し合われて、こういうものができたわけじゃないですか。で、この中で、区のほうで優先度を決めて、場所も決めて、新しいスポーツセンターをつくっていくとなると、例えば入るもの入らないものが出てくると思うんですけども、そこの協会や、ね、体協の、ある、さまざまな協会がありますけど、そこの調整というのは今後どうやっていくんですか。

○緒方生涯学習・スポーツ課長 副委員長ご指摘のとおり、関係するさまざまな団体がございますので、体育協会ですとか障害者の福祉団体、地域のスポーツクラブですとか、教育機関などと意見を交わしながら、合意形成していくつもりでございます。

○永田委員長 スポーツセンターについて、その他、委員の皆様、よろしいでしょうか。また、この件については、これで終わるわけではないので、別途時間を設けて検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

で、商工観光課長、先ほどの小野委員の答弁、大丈夫でしょうか。

はい。じゃあ、お願いします。

○栗原商工観光課長 先ほど小野委員からご質問ありました、ちよだフードバレーネットワークに加盟している団体の地域別の状況でございます。

平成30年7月12日現在で、千代田区を除いて64の自治体でありますとか、地方の食の関係の団体に加盟していただいております。で、地域ごとに拾っていきましたら、北海道が2、東北17、北陸5、関東が18——関東というのは、茨城、栃木、群馬、山梨、埼玉、千葉あたりでございます。それから、中部が7、中四国が7、九州が8で、合計64という状況でございました。

○永田委員長 はい。

小野委員、質問、はい、いいですか。どうぞ。

○小野委員 ありがとうございます。全国的に、まばらに、しっかりと広げられているんだなというのがわかりました。

先ほど、まさに食だけではなくて、ほかの交流もというお話が副委員長からあったと思うんですけども、これだけ自然が豊なところと交流できているということは、例えば、やはり千代田区に住んでいる例えば未成年というのは、食材が通常、テーブルに載った状態でしか見ることがなくて、例えばそれが育つ過程を知らなかったりというのは、もうご承知だと思います。例えば、その食を通して食育の、まあ、これ、教育にもかかわってくると思うんですけど、例えば今後、農業体験の交換留学みたいなものとか、そうしたものも含めて地方と都市の連携というのを、ぜひ考えていただければなと思います。ありがとうございました。

○栗原商工観光課長 今、子どもたちの食の経験ということでは、姉妹提供を結んでいる孺恋村さんと、現地に行って植えつけて、また、しばらくして現地に行って収穫するとかという事業をやっておりますが、孺恋村さん以外にも、これだけフードバレーネットワークに加盟している団体がありますので、ほかにももうちょっと展開できないかとか、所管がありますので、所管としっかり協議して、検討していければと思います。

○小野委員 ありがとうございます。

○永田委員長 はい。よろしいですか。

では、以上をもちまして、報告事項を終わります。

では、日程、最後、日程3、その他について、執行機関から何かございますでしょうか。

○依田コミュニティ総務課長 口頭にて1件、ご報告申し上げます。

平成25年10月から、区が湯河原観光企業組合から、区民利用部屋数の借り上げ方式として、湯河原千代田荘が運営されてきました。それで、平成31年3月31日で閉館という運びになったところでございます。今般、湯河原観光企業組合から野口観光株式会社へ、この旧湯河原千代田荘の営業譲渡があったという情報が入りました。

そこで、6月初旬からプレオープンということで、7月中旬ごろからちょっと改修が入って、この完了後、本格オープンという運びだそうでございます。今後、区と、この当該事業者との協定等の動きがございましたら、また適宜この当委員会に報告申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○永田委員長 はい。

じゃあ、千代田荘については、情報提供——あ、質疑がありますか。

○たかざわ委員 千代田荘がまた使えるようになったと、区民の方向名かがご案内をいただいたということなんですけども、それは、じゃあそのとおりということなんでしょうか。

○依田コミュニティ総務課長 従前の借り上げ方式というのは、もう一旦リセットいたしまして、3月31日でこの湯河原千代田荘が一旦閉館ということございまして、その代替の制度として、協定施設、この地域に4施設を設けてございます。ええ。そちらです。はい。それで、今後ちょっと協議が必要なんですけども、ちょっとその協議が調い次第、そういった制度を利用できるかも含めて、またご報告したいというふうに思っています。

○たかざわ委員 実はこれ、保養施設検討委員会というのが立ち上げられて、昨年度ずっと、検討の協議会が開かれていたわけですよ。その協議会の方が一切このことを知らないで、区民の方に今度また使えるようになったんだったと言われたということなんですけども、協議会の方にはそういうお話って、ご案内というのはしていないんですか。（発言する者あり）

○依田コミュニティ総務課長 協議会は旧箱根のほうだと思われまして、で、旧箱根については、また別途、指定施設ということで、ちょっと別途違う制度、今、施設として、代替という形で利用いただいている分については、もう既にご案内なんですけども、湯河原地区については、区のほうからは広報等を通してということになってしまおうんですけども、ちょっと協議会に直接というような、申しわけないんですけども、ちょっとご案内は差し上げていないところでございます。（発言する者多数あり）

○永田委員長 河合委員。

○河合委員 今、旧湯河原千代田荘が売却になって、新しい事業者になったと。そうすると、まあ、どうなるかわかんないけども、大分なれ親しんだ施設ですけども、改装とか、これからするんでしょう。（発言する者あり）すると、今、湯河原は代替え施設になっていきますけども、執行機関として、その今度の新しい業者と、（発言する者あり）いわゆる提携に向けて話し合うとか、そういうお考えはあるんでしょうか。

○依田コミュニティ総務課長 近々、ちょっと協議をする予定がございますので、ええ、また、そこが明らかになった場合、またご報告したいというふうに考えてございます。

○細越地域振興部長 委員長、1点補足をします。地域振興部長。

○永田委員長 はい。地域振興部長。

○細越地域振興部長 先ほどたかざわ委員のご質問にありました、その協議会、あ、検討会というんですか、それは旧箱根千代田荘の活用の検討委員会だと思えます。ちょっと、参事が申し上げたのは、若干ちょっと違っていましたので。

実は、我々も、この野口観光が購入するんじゃないかという話は聞いておりましたけど、正式に決まったのはつい最近でございます。で、聞くところによりますと、その野口観光さんが、はがきをダイレクトメールで区民にもお出ししているということですので、いかにももう使えるような印象をお受けになるかと思えますけれども、正確に申し上げれば、現時点ではまだ、区のほうも協定の契約は結んでおりませんので、もちろんご利用はできても、区の区民補助というのは使えません。ただ、今、参事が申しあげましたように、なるべく、その条件が整いましたら、今の、4月から始まった協定施設と同じような形で、区民の皆様がなれ親しんだ湯河原千代田荘を使えるようにしたいと思っておりますけれども、ちょっと現時点では、まあ、向こうは完全に民間の会社でございますので、民間は少しでも早く始めたいというようなことで動いているようでございますが、若干タイムラグがあるということだけのご理解いただきたいと思えます。（発言する者あり）

○永田委員長 あれっ。はがきには、同じように使えるとは書いていないの。

○牛尾副委員長 これ、区民利用料金と書いてあるから、これを見ると、湯河原千代田荘が復活したなというふうな印象はね、（発言する者あり）どうしても。（発言する者多数あり）

○依田コミュニティ総務課長 事業者の対応というかですね……

○永田委員長 じゃあ、1回休憩します。

午後4時36分休憩

午後4時38分再開

○永田委員長 では、再開いたします。

その他について、執行機関から、ほかに何かございますでしょうか。

○辰島税務課長 口頭にてご報告いたします。過誤納還付金につきまして、所得税の更正及び株式譲渡等の申告により発生しました住民税の還付に要する経費について、執行状況から、経費の不足が見込まれるため、区議会第2回定例会において補正予算のご審議をお願いする予定でございます。

説明は以上です。

○永田委員長 はい。この件について、何かございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

では、委員の皆様から、その他、何かございますか。

○たかざわ委員 今回、改選後初めての委員会ということで、委員長、丁寧に、前回の子育て文教委員会、それと地域保健福祉の所管分の懸案事項を事前に配付していただいたんですけども、この中で幾つかのことはきょう報告事項で上がったんですけども、実際、今、進捗している、最後の文教委員会からこれまで、改選があったものですから、時間があいているわけですね。で、現在進捗している案件ということに対して、報告がないのが何件かあるんですよ。例えば、喫煙所は100件つくりますというのを、オリンピックがあるのにとということで、今はどうなっているのか。あるいはお茶の水小学校、この夏にも解体が始まるんですけども、きょう、何だっけ、施設課長もそうですし、それから教育担当部長もいないということで、実際、職員会議で、オープン教室にはしない、それから、校庭の芝生は、人工芝はしないということが決定したという話を聞いているんですね。で、保護者の方の中でも、オープン教室のメリット、デメリットということで説明を受けたが、このデメリットの中のこのデメリットは、デメリットで済まされる問題じゃないということで、反対が起きているわけです。

ところが、最後のその協議会の中では、村木部長は、さまざまなお意見をいただきましたのでと、さまざまって、反対しか出なかったと私は思うんですけども。また、じゃあ、これは持ち帰ってというような話をしていたんで、そういう報告をするべきだと思うんで、きちっとそれは、次回でも構いませんので、私、直接小池さんとお話ししますけども、次回で構いませんので、進捗のあるものについては、必ず報告していただきたいということで、委員長のほうでご配慮願えればと思いますので、よろしく願いいたします。

○永田委員長 たかざわ委員、ご提案ありがとうございます。懸案事項の中の項目の進捗状況については、一度やっぱり整理しておくべきだと思いますので、次の委員会で、もう一度調整して、担当の理事者の方も出席いただいて進めたいと思いますので、はい、よろしく願いします。

たかざわ委員、それでよろしいでしょうか。

○たかざわ委員 はい。

○永田委員長 はい。ありがとうございました。

その他、委員の皆様からございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。わかりました。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会とさせていただきます。長時間にわたり、ご協力、どうもありがとうございました。

午後4時43分閉会